

平成 24 年 11 月 14 日
職業安定部職業対策課
課長 中野 壽男
課長補佐 小西 克明
地方障害者雇用担当官 西 勝美
☎059-226-2306

平成 24 年 三重県の障害者雇用状況の集計結果

(平成 24 年 6 月 1 日現在)

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）に基づいて、身体障害者または知的障害者の雇用義務がある事業主などから、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者および精神障害者（以下「障害者」）の雇用状況について報告を求めています。

このほど、三重労働局管内の平成 24 年 6 月 1 日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

なお、法定雇用率は平成 25 年 4 月 1 日に改定することとしています。

(民間企業の場合は 1.8%⇒2.0%)

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 1.8%）

- ・実雇用率は 1.57%と 0.06 ポイント前年を上回った。(全国 45 位)
- ・雇用障害者数は、2,584 人
- ・法定雇用率達成企業の割合は 50.2% (全国 29 位)

＜公的機関＞（同 2.1%、県教育委員会は 2.0%）

- ・県の機関；雇用障害者数 128 人、実雇用率 2.30%
県の 3 機関（知事部局、病院事業庁、企業庁）は、いずれも法定雇用率を達成。
- ・市町等の機関；雇用障害者数 335.5 人、実雇用率 2.06%
市町等の 43 対象機関全体で雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回り、11 機関（鈴鹿市等）が法定雇用率未達成。
- ・県教育委員会；雇用障害者数 213.5 人、実雇用率 1.94%
雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回ったが、法定雇用率未達成で 6.5 人不足。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況（第1表）

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

- ・ 民間企業（三重県内に本社がある 56 人以上規模の企業：法定雇用率 1.8%）に雇用されている障害者の数は 2,584 人で、前年より 3.8%（95.5 人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 1,970 人（対前年比 2.66%増）、知的障害者は 495 人（同 4.32%増）、精神障害者は 119 人（同 25.26%増）であった。
- ・ 実雇用率は 1.57%（前年は 1.51%）、法定雇用率達成企業の割合は、50.2%（同 49.4%）であった。

○ 企業規模別の状況（第2表）

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100 人未満規模企業で 448.5 人、100～300 人未満で 786.5 人、300～500 人未満で 431.5 人、500～1,000 人未満で 374.5 人、1,000 人以上で 543 人となり、300～500 人未満規模以外の区分で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、500～1,000 人未満規模以外の区分で前年より上回った。また、民間企業全体の実雇用率 1.57%と比較すると、
1,000 人以上規模企業（1.85%）、同 500～1,000 人未満（1.66%）については上回り、300～500 人未満規模企業（1.52%）、同 100～300 人未満（1.41%）、同 56～100 人未満（1.56%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、56～100 人未満規模企業が 51.4%、100～300 人未満が 50.0%で、前年を上回り、300～500 人未満が 45.7%、500～1,000 人未満が 50.0%、1,000 人以上が 46.2%で、前年を下回った。

○ 産業別の状況（第3表）

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」などで多く、「医療、福祉」では対前年比で 12.6%増加した。
- ・ 実雇用率では、「医療、福祉」（2.09%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（1.96%）、「宿泊業、飲食サービス業」（1.90%）の 3 業種は法定雇用率をクリアした。

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成 24 年の法定雇用率未達成企業は 437 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業（1 人不足企業）が 68.2%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、59.3%となっている。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.1%）（第 4 表）

県の機関（知事部局、病院事業庁、企業庁）に在職している障害者の数は 128 人で、実雇用率は 2.30%と、前年に比べ 0.02 ポイント上回った。3 機関のうち全てで達成。

(2) 市町の機関（法定雇用率 2.1%）（第 5 表）

県内の市町等の 43 機関（市町 29、市町教育委員会 7、公営企業 5、地方公共団体の組合 2）に在職している障害者数は 335.5 人で、実雇用率は 2.06%と、前年に比べ 0.1 ポイント上回った。43 機関のうち 11 機関が未達成。（前年は 45 機関中 17 機関が未達成）

【未達成の機関】

鈴鹿市、志摩市、尾鷲市、菰野町、朝日町、玉城町、南伊勢町、大台町、御浜町、市立伊勢総合病院、鈴鹿市教育委員会

(3) 三重県教育委員会（法定雇用率 2.0%）（第 4 表）

三重県教育委員会に在職している障害者数は 213.5 人で、前年より 20.5 人増加し、実雇用率 1.94%と、前年に比べ 0.2 ポイント上昇したが、法定雇用率未達成で 6.5 人不足となっている。

※ 都道府県教育委員会は 47 機関中 24 機関が達成

3 今後の取組み

今回の結果を踏まえ、今後は障害者雇用の改善に向け次の取組みを行う。

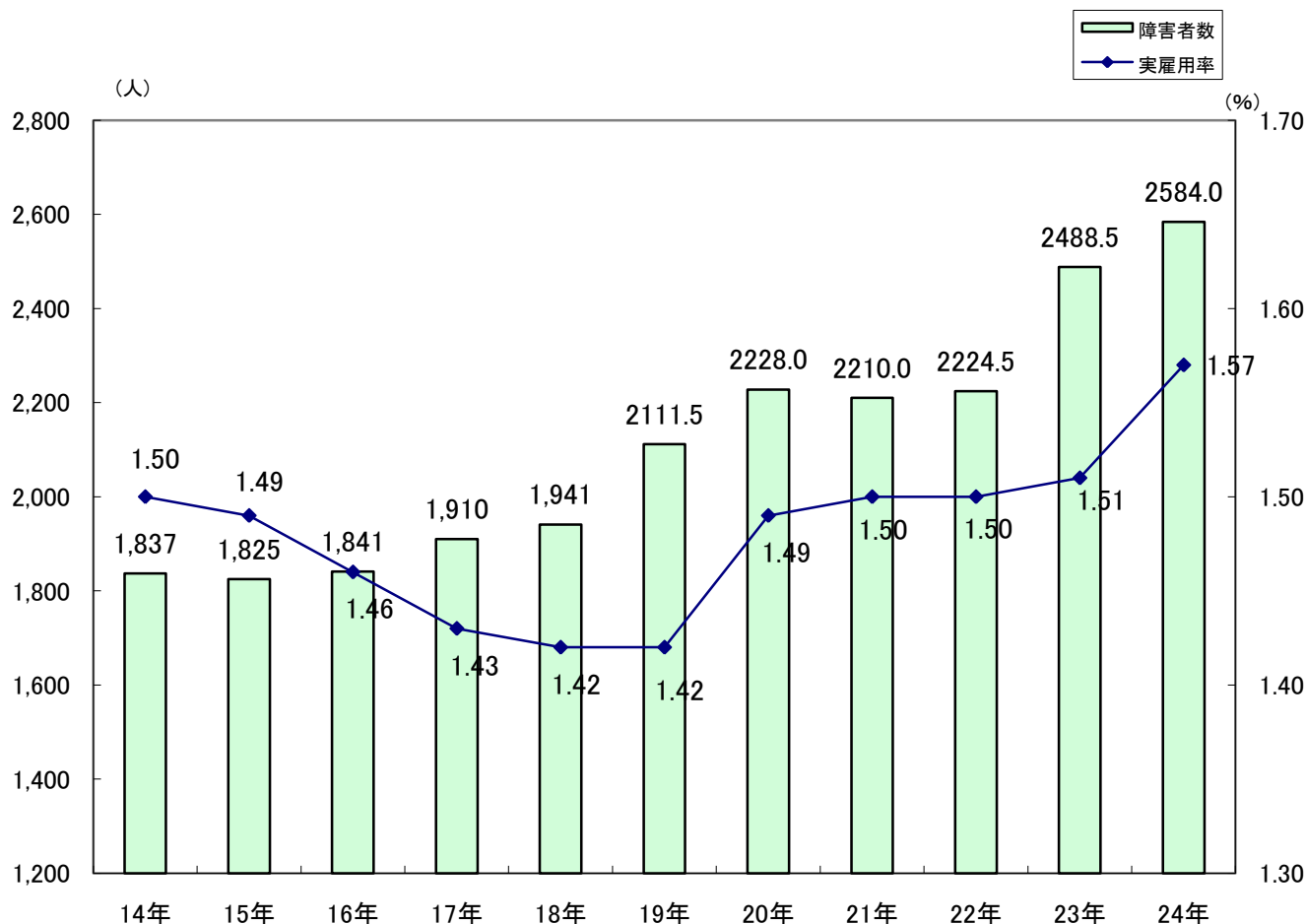
[民間企業]

- ・法の趣旨の周知を徹底し、障害者雇用に向けた具体的な取組みを促すため、全ての未達成企業に対して、労働局及びハローワークの幹部職員等が訪問指導を実施する。
- ・法定雇用率の引き上げ（1.8%⇒2.0%）に伴い、未達成となることが見込まれる全ての企業への訪問による周知活動を実施する。
- ・障害者を雇用した企業に対するハローワーク及び関係機関等による定着支援の強化を図る。関連して、障害者雇用のための職域開発セミナーを開催する。（11月に津、四日市で開催）
- ・特例子会社設立計画のある企業に対して円滑な開設のための積極的な支援を行う。

[公的機関]

- ・すべての公的機関での障害者雇用率達成のため、未達成機関を訪問し人事担当課長等に、法定雇用率達成のための具体的な取組みについて指導を実施する。
- ・不足数の多い市町の首長等に対しての労働局長等による直接指導を実施する。
- ・公的機関で比較的取組みが遅れている身体障害者以外の障害者の雇用について要請を行う。（チャレンジ雇用の推奨）
- ・法定雇用率の引き上げ（2.1⇒2.3%）に伴い、未達成となることが見込まれる全ての機関に対して早期の対策の検討と取組みを促す。

三重県の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移(グラフ)



三重県の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

各年6月1日現在

区分	年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
障害者数(人)		1,837	1,825	1,841	1,910	1,941	2,111.5	2,228.0	2,210.0	2,224.5	2,488.5	2,584.0
	増・減(人)	△95	△12	16	69	31	170.5	116.5	△18	14.5	264	95.5
実雇用率(%)		1.50	1.49	1.46	1.43	1.42	1.42	1.49	1.50	1.50	1.51	1.57
	増・減	△0.04	△0.01	△0.03	△0.03	△0.01	0.00	0.07	0.01	0.00	0.01	0.06

注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成23年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者

平成18年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

身体障害者である短時間労働者
(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
知的障害者である短時間労働者
(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

(第1表) 民間企業における障害者の雇用状況

(平成24年6月1日現在)

区分	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C×0.5)		
一般の民間企業 [1.8 %]	企業 877 (884)	人 165,042.5 (164,616.5)	人 581 (572)	人 1,288 (1,237)	人 268.0 (215.0)	人 2,584.0 (2,488.5)	% 1.57 (1.51)	% 50.2 (49.4)
特殊法人等 [2.1 %]	4 (3)	2,613.0 (2,195.0)	18 (15)	16 (11)	2.0 (2.0)	53.0 (42.0)	2.03 (1.91)	50.0 (66.7)

注)1 常用労働者とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注)2 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者と精神障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)

については、ダブルカウントしている。B欄の「重度障害者以外の障害者」には、重度障害者である短時間労働者

の数が含まれている。C欄の「短時間障害者」には身体・知的・精神障害者である短時間労働者1人の数を0.5としてカウントしている。

注)3 ()内は、平成23年6月1日現在の数値である。

(第2表) 一般民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成24年6月1日現在)

事項 規模別	企業数	常用労働者数	障害者の数				実雇用率	雇用率達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C×0.5)		
人	企業	人	人	人	人	人	%	%
56~100人未 満	391 (394)	28,743.0 (28,542.0)	81 (73)	257 (256)	59.0 (46.0)	448.5 (425.0)	1.56 (1.49)	51.4 (49.5)
100~300人未 満	356 (358)	55,925.5 (56,270.5)	165 (173)	411 (381)	91.0 (74.0)	786.5 (764.0)	1.41 (1.36)	50.0 (49.2)
300~500人未 満	81 (87)	28,464.5 (30,856.5)	102 (99)	213 (231)	29.0 (25.0)	431.5 (441.5)	1.52 (1.43)	45.7 (47.1)
500~1000人 未満	36 (32)	22,513.0 (20,802.0)	83 (86)	187 (158)	43.0 (30.0)	374.5 (345.0)	1.66 (1.66)	50.0 (56.3)
1000人以上	13 (13)	29,396.5 (28,145.5)	150 (141)	220 (211)	46.0 (40.0)	543.0 (513.0)	1.85 (1.82)	46.2 (53.8)
計	877 (884)	165,042.5 (164,616.5)	581 (572)	1,288 (1,237)	268.0 (215.0)	2,584.0 (2,488.5)	1.57 (1.51)	50.2 (49.4)

注)第1表と同じ

(第3表) 一般民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成24年6月1日現在)

事項 産業別	企業数		常用労働者数		障害者の数						実雇用率		雇用率達成企業の割合			
					A重度障害者	B重度障害者 以外の障害者	C短時間障害者	合計(A×2+B+C×0.5)								
農、林業、漁業	4	(5)	449.0	(535.5)	1	(2)	3	(6)	0.0	(0.0)	5.0	(10.0)	1.11	(1.87)	25.0	(60.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	(2)	326.5	(494.5)	1	(1)	0	(1)	0.0	(0.0)	2.0	(3.0)	0.61	(0.61)	0.0	(50.0)
建設業	24	(25)	2,409.0	(2,727.5)	8	(7)	16	(15)	0.0	(1.0)	32.0	(29.5)	1.33	(1.08)	50.0	(36.0)
製造業	310	(311)	60,553.5	(60,261.0)	215	(221)	460	(449)	47.0	26.0	913.5	(904.0)	1.51	(1.50)	53.2	(55.0)
食料品・たばこ	54	(50)	9,462.0	(9,254.0)	32	(33)	90	(84)	8.0	(6.0)	158.0	(153.0)	1.67	(1.65)	66.7	(66.0)
繊維	4	(6)	331.5	(526.0)	0	(2)	2	(6)	1.0	(0.0)	2.5	(10.0)	0.75	(1.90)	50.0	(50.0)
木材・家具	4	(5)	394.0	(482.0)	0	(0)	6	(6)	0.0	(0.0)	6.0	(6.0)	1.52	(1.24)	75.0	(60.0)
パルプ・紙・印刷	5	(6)	646.5	(756.5)	2	(2)	1	(0)	0.0	(0.0)	5.0	(4.0)	0.77	(0.53)	20.0	(16.7)
化学工業	32	(31)	5,244.5	(4,796.0)	11	(10)	42	(39)	3.0	(2.0)	65.5	(60.0)	1.25	(1.25)	50.0	(48.4)
窯業・土石	14	(14)	2,472.0	(2,427.5)	9	(9)	14	(15)	3.0	(2.0)	33.5	(34.0)	1.36	(1.40)	50.0	(50.0)
鉄鋼	3	(3)	398.0	(407.5)	1	(1)	3	(3)	0.0	(0.0)	5.0	(5.0)	1.26	(1.23)	66.7	(66.7)
非鉄金属	5	(7)	406.5	(583.0)	1	(1)	0	(1)	1.0	(1.0)	2.5	(3.5)	0.62	(0.60)	20.0	(28.6)
金属製品	30	(25)	3,562.5	(3,184.0)	15	(16)	25	(24)	1.0	(0.0)	55.5	(56.0)	1.56	(1.76)	53.3	(60.0)
電気機械	45	(49)	18,239.0	(18,824.0)	91	(86)	129	(133)	17.0	(10.0)	319.5	(310.0)	1.75	(1.65)	62.2	(57.1)
その他機械	85	(84)	13,990.0	(13,516.0)	40	(43)	106	(102)	11.0	(3.0)	191.5	(189.5)	1.37	(1.40)	50.6	(54.8)
その他	29	(31)	5,407.0	(5,504.5)	13	(18)	42	(36)	2.0	(2.0)	69.0	(73.0)	1.28	(1.33)	34.5	(51.6)
電気・ガス・熱供給	3	(2)	313.0	(219.0)	0	(0)	1	(1)	0.0	(0.0)	1.0	(1.0)	0.32	(0.46)	33.3	(50.0)
情報通信業	15	(15)	2,529.5	(2,366.5)	7	(5)	11	(10)	2.0	(1.0)	26.0	(20.5)	1.03	(0.87)	40.0	(33.3)
運輸業、郵便業	73	(70)	12,197.0	(11,682.5)	31	(30)	117	(112)	16.0	(12.0)	187.0	(178.0)	1.53	(1.52)	58.9	(51.4)
卸売業、小売業	97	(102)	20,486.0	(20,652.5)	63	(59)	148	(146)	44.0	(53.0)	296.0	(290.5)	1.44	(1.41)	37.1	(36.3)
金融業、保険業	11	(11)	8,482.5	(8,509.0)	33	(38)	52	(46)	7.0	(5.0)	121.5	(124.5)	1.43	(1.46)	9.1	(9.1)
不動産業、物品賃貸業	7	(8)	1,125.0	(1,145.0)	2	(2)	4	(5)	1.0	(1.0)	8.5	(9.5)	0.76	(0.83)	28.6	(25.0)
学術研究、専門・技術サービス業	10	(10)	1,557.5	(1,462.5)	4	(3)	11	(11)	2.0	(1.0)	20.0	(17.5)	1.28	(1.20)	60.0	(50.0)
宿泊業、飲食サービス業	21	(19)	6,453.5	(6,145.5)	28	(29)	51	(40)	31.0	(22.0)	122.5	(109.0)	1.90	(1.77)	66.7	(52.6)
生活関連サービス業、娯楽業	28	(34)	6,130.0	(6,761.5)	34	(37)	48	(50)	8.0	(8.0)	120.0	(128.0)	1.96	(1.89)	25.0	(29.4)
教育、学習支援業	12	(14)	1,828.5	(2,007.5)	3	(3)	10	(14)	1.0	(1.0)	16.5	(20.5)	0.90	(1.02)	25.0	(35.7)
医療、福祉	156	(157)	25,288.5	(24,785.0)	113	(96)	258	(242)	90.0	(72.0)	529.0	(470.0)	2.09	(1.90)	61.5	(65.0)
複合サービス事業	18	(20)	4,718.5	(5,527.0)	16	(21)	34	(34)	1.0	(0.0)	66.5	(76.0)	1.41	(1.38)	50.0	(50.0)
サービス業	87	(79)	10,195.0	(9,334.5)	22	(18)	64	(55)	18.0	(12.0)	117.0	(97.0)	1.15	(1.04)	43.7	(36.7)
計	877	(884)	165,042.5	(164,616.5)	581	(572)	1,288	(1,237)	268.0	(215.0)	2,584.0	(2,488.5)	1.57	(1.51)	50.2	(49.4)

注)第1表と同じ

(第4表)

三重県の障害者雇用状況（法定雇用率2.1%）

（平成24年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県知事部局	5,209.5	117.0	2.25		
三重県病院事業庁	193.5	7.0	3.62		
三重県企業庁	162.5	4.0	2.46		
計	5,565.5	128.0	2.30		

三重県警察の障害者雇用状況（法定雇用率2.1%）

（平成24年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県警察	381.0	9.0	2.36		

三重県教育委員会の障害者雇用状況（法定雇用率2.0%）

（平成24年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重県教育委員会	11,012.5	213.5	1.94	6.5	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(第5表)

三重県内の各市町等の機関の障害者雇用状況(法定雇用率2.1%)

(平成24年6月1日現在)

市	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
桑名市	991.5	21.5	2.17		注4.特例認定あり
いなべ市	411.0	9.0	2.19		
四日市市	1,659.0	38.0	2.29		注4.特例認定あり
鈴鹿市	1,224.0	20.5	1.67	4.5	
亀山市	418.0	11.0	2.63		
伊賀市	859.0	21.0	2.44		
名張市	516.0	15.0	2.91		
津市	2,226.0	49.0	2.20		注4.特例認定あり
松阪市	1,599.0	38.0	2.38		注4.特例認定あり
伊勢市	722.0	15.0	2.08		
鳥羽市	261.0	5.0	1.92		
志摩市	685.0	13.0	1.90	1.0	注4.特例認定あり
尾鷲市	294.0	3.0	1.02	3.0	
熊野市	200.0	5.0	2.50		
計	12,065.5	264.0	2.19	8.5	

町	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
木曾岬町	79.5	1.0	1.26		
東員町	149.0	6.0	4.03		
菟野町	235.5	2.0	0.85	2.0	
朝日町	118.0	1.0	0.85	1.0	
川越町	83.0	2.0	2.41		
明和町	140.0	3.0	2.14		
多気町	123.0	2.0	1.63		
玉城町	148.0	2.0	1.35	1.0	
度会町	75.0	2.0	2.67		
南伊勢町	329.5	4.0	1.21	2.0	
大紀町	171.0	5.0	2.92		
大台町	133.0	1.0	0.75	1.0	
紀北町	183.0	5.0	2.73		
御浜町	108.5	1.0	0.92	1.0	
紀宝町	100.0	2.0	2.00		
計	2,176.0	39.0	1.79	8.0	

市町の関係機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
四日市市上下水道局	181.0	3.0	1.66		
鈴鹿市水道局	70.0	1.0	1.43		
伊賀市水道部	52.0	1.0	1.92		
市立伊勢総合病院	221.5	2.0	0.90	2.0	
市立四日市病院	331.5	6.0	1.81		
四日市港管理組合	99.5	2.0	2.01		
紀南病院組合	206.5	4.0	1.94		
計	1,162.0	19.0	1.64	2.0	

市町等計	15,403.5	322.0	2.09	18.5	
------	----------	-------	------	------	--

教育委員会	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
いなべ市教育委員会	139.5	2.0	1.43		
鈴鹿市教育委員会	296.5	3.5	1.18	2.5	
亀山市教育委員会	56.0	1.0	1.79		
伊賀市教育委員会	130.0	2.0	1.54		
名張市教育委員会	88.5	2.0	2.26		
伊勢市教育委員会	129.0	2.0	1.55		
尾鷲市教育委員会	74.5	1.0	1.34		
計	914.0	13.5	1.88	2.5	

総計	16,317.5	335.5	2.06	21.0	
----	----------	-------	------	------	--

地方独立行政法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
桑名市総合医療センター	534.5	6.0	1.12	5.0	
三重県立看護大学	54.0	0.0	0.00	1.0	
三重県土地開発公社	67.0	1.0	1.49		

国立大学法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
三重大学	1,957.5	46.0	2.35		

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。(当表において、0.0人は空白)
- 4 特例認定とは、市町長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
- ①四日市市は、平成15年5月19日付けで四日市教育委員会と特例認定を受けている。
- ②津市は、平成18年5月30日付けで津市教育委員会及び津市水道局と特例認定を受けている。
- ③桑名市は、平成21年5月29日付けで桑名市教育委員会及び桑名市水道部と特例認定を受けている。
- ④志摩市は、平成22年5月25日付けで志摩市教育委員会と特例認定を受けている。
- ⑤松阪市は、平成24年4月13日付けで松阪市教育委員会及び松阪市水道部と特例認定を受けている。

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	（一般の民間企業 （56人以上規模の企業） 特殊法人等 〔労働者数48人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕）	1.8% 2.1%
○ 国、地方公共団体	（48人以上規模の機関）	2.1%
都道府県等の教育委員会	（50人以上規模の機関）	2.0%

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

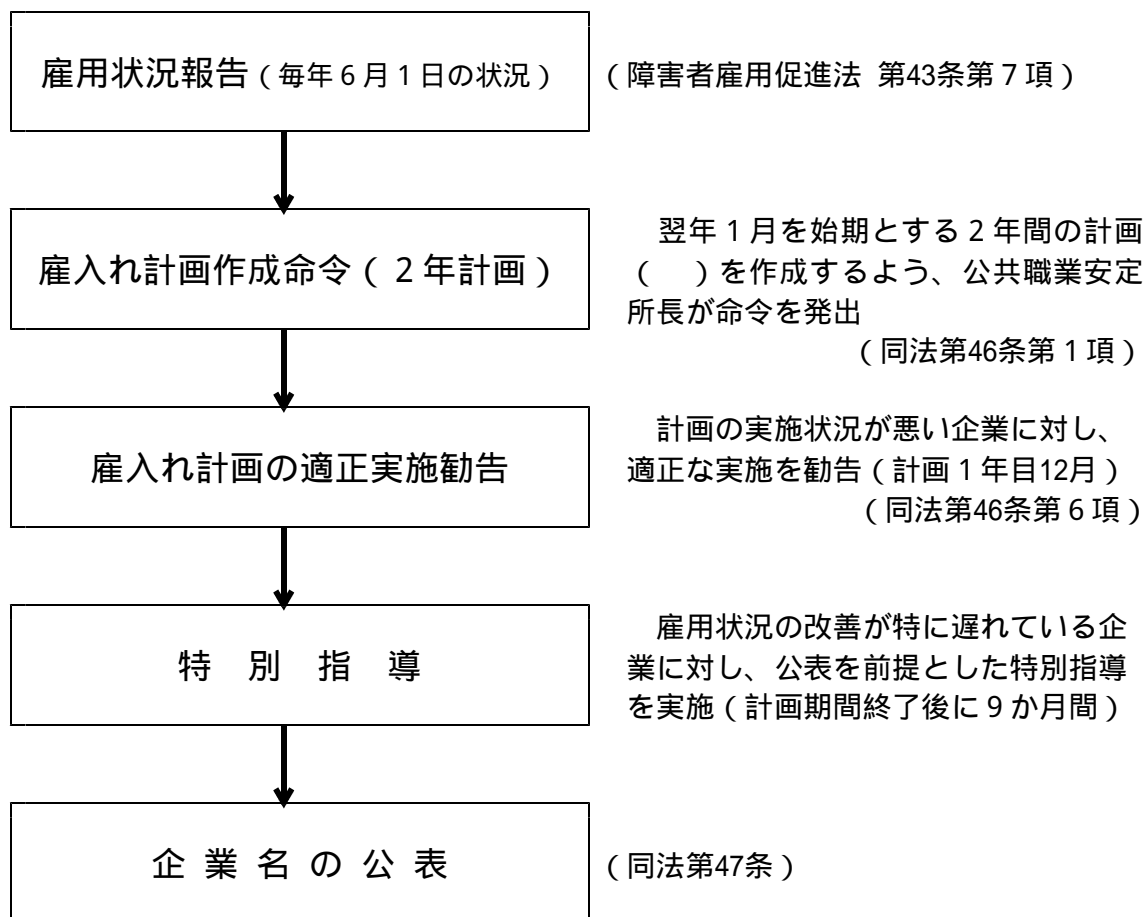
重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8% 2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1% 2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0% 2.2%となる。

障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

平成23年度の実績

* 「雇入れ計画作成命令」の発出	363社（三重 4社）
* 雇入れ計画の「適正実施勧告」	165社（三重 2社）
* 「特別指導」の実施	80社

雇入れ計画を実施中の企業 980社（三重 13社）
 （23年度末現在）

企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 23年度 3社（うち1社は再公表）

平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

平成24年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1 三重県の民間企業における雇用状況（法定雇用率 1.8%）	
（1）概況	12
（2）企業規模別の雇用状況	13
（3）産業別の雇用状況	14
（4）障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	18
（5）都道府県別の実雇用率等の状況	19
2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況	
（1）県の機関（法定雇用率 2.1%）	20
（2）市町の機関（法定雇用率 2.1%）	21
（3）県教育委員会の状況（法定雇用率 2.0%）	22

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 877 (884)	人 165,042.5 (164,616.5)	人 581 (572)	人 132 (116)	人 1,156 (1,121)	人 268 (215)	人 2,584.0 (2,488.5)	人 267.5 (234.0)	% 1.57 (1.51)	企業 440 (437)	% 50.2 (49.4)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 2,584.0 (2,488.5)	人 478 (466)	人 103 (96)	人 842 (835)	人 138 (112)	人 1,970.0 (1,919.0)	人 186.0 (150.0)	人 103 (106)	人 29 (20)	人 224 (216)	人 72 (53)	人 495.0 (474.5)	人 41.5 (54.0)	人 90 (70)	人 58 (50)	人 119.0 (95.0)	人 40.0 (30.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 877 (884)	165,042.5 (164,616.5)	581 (572)	132 (116)	1,156 (1,121)	268 (215)	2,584.0 (2,488.5)	267.5 (234.0)	1.57 (1.51)	企業 440 (437)	50.2 (49.4)
56～ 100人未満	企業 391 (394)	28,743.0 (28,542.0)	81 (73)	32 (27)	225 (229)	59 (46)	448.5 (425.0)	49.0 (38.0)	1.56 (1.49)	企業 201 (195)	51.4 (49.5)
100～ 300人未満	356 (358)	55,925.5 (56,270.5)	165 (173)	34 (27)	377 (354)	91 (74)	786.5 (764.0)	97.5 (74.5)	1.41 (1.36)	178 (176)	50.0 (49.2)
300～ 500人未満	81 (87)	28,464.5 (30,856.5)	102 (99)	14 (18)	199 (213)	29 (25)	431.5 (441.5)	29.0 (36.0)	1.52 (1.43)	37 (41)	45.7 (47.1)
500～ 1000人未満	36 (32)	22,513.0 (20,802.0)	83 (86)	28 (18)	159 (140)	43 (30)	374.5 (345.0)	32.0 (25.5)	1.66 (1.66)	18 (18)	50.0 (56.3)
1,000以上	13 (13)	29,396.5 (28,145.5)	150 (141)	24 (26)	196 (185)	46 (40)	543.0 (513.0)	60.0 (60.0)	1.85 (1.82)	6 (7)	46.2 (53.8)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用分	③ 知的障害者の数					f. うち新規雇用分	④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	2,584.0 (2,488.5)	478 (466)	103 (96)	842 (835)	138 (112)	1,970.0 (1,919.0)	186.0 (150.0)	103 (106)	29 (20)	224 (216)	72 (53)	495.0 (474.5)	41.5 (54.0)	90 (70)	58 (50)	119.0 (95.0)	40.0 (30.0)
56～ 100人未満	448.5 (425.0)	64 (50)	22 (23)	162 (160)	20 (20)	322.0 (293.0)	17 (23)	10 (4)	54 (59)	25 (15)	110.5 (116.5)	9 (10)	14 (11)	16.0 (15.5)			
100～ 300人未満	786.5 (764.0)	132 (138)	25 (22)	273 (276)	51 (40)	587.5 (594.0)	33 (35)	9 (5)	62 (56)	20 (19)	147.0 (140.5)	42 (22)	20 (15)	52.0 (29.5)			
300～ 500人未満	431.5 (441.5)	88 (89)	12 (12)	156 (175)	17 (17)	352.5 (373.5)	14 (10)	2 (6)	29 (28)	3 (2)	60.5 (55.0)	14 (10)	9 (6)	18.5 (13.0)			
500～ 1000人未満	374.5 (345.0)	74 (76)	21 (13)	121 (105)	27 (15)	303.5 (277.5)	9 (10)	7 (5)	30 (26)	10 (7)	60.0 (54.5)	8 (9)	6 (8)	11.0 (13.0)			
1,000以上	543.0 (513.0)	120 (113)	23 (26)	130 (119)	23 (20)	404.5 (381.0)	30 (28)	1 (0)	49 (47)	14 (10)	117.0 (108.0)	17 (19)	9 (10)	21.5 (24.0)			

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者						
産業計	企業 877 (884)	人 165,042.5 (164,616.5)	人 581 (572)	人 132 (116)	人 1,156 (1,121)	人 268 (215)	人 2,584.0 (2,488.5)	人 267.5 (234.0)	% 1.57 (1.51)	企業 440 (437)	% 50.2 (49.4)	
農、林、漁業	企業 4 (5)	人 449.0 (535.5)	人 1 (2)	人 1 (1)	人 2 (5)	人 - (-)	人 5.0 (10.0)	人 0.0 (0.0)	% 1.11 (1.87)	企業 1 (3)	% 25.0 (60.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	1 (2)	326.5 (494.5)	1 (1)	- (-)	- (1)	- (-)	2.0 (3.0)	0.0 (2.0)	0.61 (0.61)	0 (1)	0.0 (50.0)	
建設業	24 (25)	2,409.0 (2,727.5)	8 (7)	- (-)	16 (15)	- (1)	32.0 (29.5)	4.0 (0.0)	1.33 (1.08)	12 (9)	50.0 (36.0)	
製造業	310 (311)	60,553.5 (60,261.0)	215 (221)	17 (16)	443 (433)	47 (26)	913.5 (904.0)	82.5 (44.5)	1.51 (1.50)	165 (171)	53.2 (55.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	3 (2)	313.0 (219.0)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	0.32 (0.46)	1 (1)	33.3 (50.0)	
情報通信業	15 (15)	2,529.5 (2,366.5)	7 (5)	1 (1)	10 (9)	2 (1)	26.0 (20.5)	3.0 (0.0)	1.03 (0.87)	6 (5)	40.0 (33.3)	
運輸業、郵便業	73 (70)	12,197.0 (11,682.5)	31 (30)	6 (5)	111 (107)	16 (12)	187.0 (178.0)	12.5 (16.5)	1.53 (1.52)	43 (36)	58.9 (51.4)	
卸売業、小売業	97 (102)	20,486.0 (20,652.5)	63 (59)	20 (17)	128 (129)	44 (53)	296.0 (290.5)	21.0 (23.0)	1.44 (1.41)	36 (37)	37.1 (36.3)	
金融業、保険業	11 (11)	8,482.5 (8,509.0)	33 (38)	9 (10)	43 (36)	7 (5)	121.5 (124.5)	13.0 (18.0)	1.43 (1.46)	1 (1)	9.1 (9.1)	
不動産業、物品賃貸業	7 (8)	1,125.0 (1,145.0)	2 (2)	- (-)	4 (5)	1 (1)	8.5 (9.5)	0.0 (0.0)	0.76 (0.83)	2 (2)	28.6 (25.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	10 (10)	1,557.5 (1,462.5)	4 (3)	2 (2)	9 (9)	2 (1)	20.0 (17.5)	3.5 (0.0)	1.28 (1.20)	6 (5)	60.0 (50.0)	
宿泊業、飲食サービス業	21 (19)	6,453.5 (6,145.5)	28 (29)	17 (10)	34 (30)	31 (22)	122.5 (109.0)	12.5 (16.5)	1.90 (1.77)	14 (10)	66.7 (52.6)	
生活関連サービス業、娯楽業	28 (34)	6,130.0 (6,761.5)	34 (37)	5 (8)	43 (42)	8 (8)	120.0 (128.0)	13.5 (9.0)	1.96 (1.89)	7 (10)	25.0 (29.4)	
教育、学習支援業	12 (14)	1,828.5 (2,007.5)	3 (3)	- (-)	10 (14)	1 (1)	16.5 (20.5)	0.0 (4.0)	0.90 (1.02)	3 (5)	25.0 (35.7)	
医療、福祉	156 (157)	25,288.5 (24,785.0)	113 (96)	42 (42)	216 (200)	90 (72)	529.0 (470.0)	78.5 (80.0)	2.09 (1.90)	96 (102)	61.5 (65.0)	
複合サービス事業	18 (20)	4,718.5 (5,527.0)	16 (21)	4 (1)	30 (33)	1 (-)	66.5 (76.0)	2.0 (2.0)	1.41 (1.38)	9 (10)	50.0 (50.0)	
サービス業	87 (79)	10,195.0 (9,334.5)	22 (18)	8 (3)	56 (52)	18 (12)	117.0 (97.0)	21.5 (18.5)	1.15 (1.04)	38 (29)	43.7 (36.7)	

注 1 (1) ①の表と同じ
 ※ 平成23年分における産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	2,584.0 (2,488.5)	478 (466)	103 (96)	842 (835)	138 (112)	1,970.0 (1,919.0)	152.0 (150.0)	103 (106)	29 (20)	224 (216)	72 (53)	495.0 (474.5)	52.0 (54.0)	90 (70)	58 (50)	119.0 (95.0)	53.0 (30.0)
農、林、漁業	5.0 (10.0)	- (1)	1 (1)	1 (3)	- (-)	2.0 (6.0)	-	1 (1)	- (-)	1 (2)	- (-)	3.0 (4.0)	-	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-
鉱業、採石業、砂利採取業	2.0 (3.0)	1 (-)	- (-)	- (1)	- (-)	2.0 (1.0)	-	- (1)	- (-)	- (-)	- (-)	0.0 (2.0)	-	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-
建設業	32.0 (29.5)	8 (7)	- (-)	16 (15)	- (1)	32.0 (29.5)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-
製造業	913.5 (904.0)	193 (199)	13 (14)	289 (290)	29 (16)	702.5 (710.0)	-	22 (22)	4 (2)	126 (116)	14 (6)	181.0 (165.0)	-	28 (27)	4 (4)	30.0 (29.0)	-
電気・ガス・熱供給・水道業	1.0 (1.0)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	1.0 (1.0)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-
情報通信業	26.0 (20.5)	7 (5)	1 (1)	8 (8)	- (1)	23.0 (19.5)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-	2 (1)	2 (-)	3.0 (1.0)	-
運輸業、郵便業	187.0 (178.0)	31 (29)	6 (5)	99 (95)	12 (11)	173.0 (163.5)	-	- (1)	- (-)	7 (8)	1 (1)	7.5 (10.5)	-	5 (4)	3 (-)	6.5 (4.0)	-
卸売業、小売業	296.0 (290.5)	43 (41)	15 (13)	90 (89)	26 (30)	204.0 (199.0)	-	20 (18)	5 (4)	32 (32)	11 (15)	82.5 (79.5)	-	6 (8)	7 (8)	9.5 (12.0)	-
金融業、保険業	121.5 (124.5)	31 (36)	9 (10)	39 (33)	7 (5)	113.5 (117.5)	-	2 (2)	- (-)	1 (1)	- (-)	5.0 (5.0)	-	3 (2)	- (-)	3.0 (2.0)	-
不動産業、物品賃貸業	8.5 (9.5)	2 (2)	- (-)	4 (5)	1 (1)	8.5 (9.5)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-
学術研究、専門・技術サービス業	20.0 (17.5)	4 (3)	2 (2)	8 (8)	1 (1)	18.5 (16.5)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-	1 (1)	1 (-)	1.5 (1.0)	-
宿泊業、飲食サービス業	122.5 (109.0)	13 (13)	11 (6)	17 (15)	15 (9)	61.5 (51.5)	-	15 (16)	6 (4)	10 (9)	10 (7)	51.0 (48.5)	-	7 (6)	6 (6)	10.0 (9.0)	-
生活関連サービス業、娯楽業	120.0 (128.0)	15 (17)	5 (8)	32 (33)	6 (4)	70.0 (77.0)	-	19 (20)	- (-)	6 (7)	- (1)	44.0 (47.5)	-	5 (2)	2 (3)	6.0 (3.5)	-
教育・学習支援業	16.5 (20.5)	3 (3)	- (-)	9 (13)	1 (1)	15.5 (19.5)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0.0 (0.0)	-	1 (1)	- (-)	1.0 (1.0)	-
医療、福祉	529.0 (470.0)	94 (76)	30 (33)	156 (150)	25 (23)	386.5 (346.5)	-	19 (20)	12 (9)	36 (37)	36 (22)	104.0 (97.0)	-	24 (13)	29 (27)	38.5 (26.5)	-
複合サービス事業	66.5 (76.0)	13 (18)	3 (1)	27 (31)	1 (-)	56.5 (68.0)	-	3 (3)	1 (-)	1 (1)	- (-)	8.0 (7.0)	-	2 (1)	- (-)	2.0 (1.0)	-
サービス業	117.0 (97.0)	20 (16)	7 (2)	46 (45)	14 (9)	100.0 (83.5)	-	2 (2)	1 (1)	4 (3)	- (1)	9.0 (8.5)	-	6 (4)	4 (2)	8.0 (5.0)	-

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
製造業計	企業 310 (311)	人 60,553.5 (60,261.0)	人 215 (221)	人 17 (16)	人 443 (433)	人 47 (26)	人 913.5 (904.0)	人 43.5 (44.5)	% 1.51 (1.50)	企業 165 (171)	% 53.2 (55.0)
食料品・たばこ	企業 54 (50)	人 9,462.0 (9,254.0)	人 32 (33)	人 4 (4)	人 86 (80)	人 8 (6)	人 158.0 (153.0)	人 6.0 (7.0)	% 1.67 (1.65)	企業 36 (33)	% 66.7 (66.0)
繊維・衣服	4 (6)	331.5 (526.0)	- (2)	1 (-)	1 (6)	1 (-)	2.5 (10.0)	- (-)	0.75 (1.90)	2 (3)	50.0 (50.0)
木材・家具	4 (5)	394.0 (482.0)	- (-)	1 (-)	5 (6)	- (-)	6.0 (6.0)	1.0 (-)	1.52 (1.24)	3 (3)	75.0 (60.0)
パルプ・紙・印刷	5 (6)	646.5 (756.5)	2 (2)	- (-)	1 (-)	- (-)	5.0 (4.0)	- (-)	0.77 (0.53)	1 (1)	20.0 (16.7)
化学工業	32 (31)	5,244.5 (4,796.0)	11 (10)	- (1)	42 (38)	3 (2)	65.5 (60.0)	3.5 (-)	1.25 (1.25)	16 (15)	50.0 (48.4)
窯業・土石	14 (14)	2,472.0 (2,427.5)	9 (9)	- (-)	14 (15)	3 (2)	33.5 (34.0)	- (1.5)	1.36 (1.40)	7 (7)	50.0 (50.0)
鉄鋼	3 (3)	398.0 (407.5)	1 (1)	- (-)	3 (3)	- (-)	5.0 (5.0)	- (0.5)	1.26 (1.23)	2 (2)	66.7 (66.7)
非鉄金属	5 (7)	406.5 (583.0)	1 (1)	- (-)	- (1)	1 (1)	2.5 (3.5)	- (-)	0.62 (0.60)	1 (2)	20.0 (28.6)
金属製品	30 (25)	3,562.5 (3,184.0)	15 (16)	1 (2)	24 (22)	1 (-)	55.5 (56.0)	2.0 (11.0)	1.56 (1.76)	16 (15)	53.3 (60.0)
電気機械	45 (49)	18,239.0 (18,824.0)	91 (86)	5 (5)	124 (128)	17 (10)	319.5 (310.0)	21.0 (9.5)	1.75 (1.65)	28 (28)	62.2 (57.1)
その他機械	85 (84)	13,990.0 (13,516.0)	40 (43)	5 (4)	101 (98)	11 (3)	191.5 (189.5)	10.0 (12.0)	1.37 (1.40)	43 (46)	50.6 (54.8)
その他	29 (31)	5,407.0 (5,504.5)	13 (18)	- (-)	42 (36)	2 (2)	69.0 (73.0)	- (3.0)	1.28 (1.33)	10 (16)	34.5 (51.6)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
製造業計	人 913.5 (904.0)	人 193 (199)	人 13 (14)	人 289 (290)	人 29 (16)	人 702.5 (710.0)	人 22 (22)	人 4 (2)	人 126 (116)	人 14 (6)	人 181.0 (165.0)	人 28 (27)	人 4 (4)	人 30.0 (29.0)
食品・たばこ	人 158.0 (153.0)	人 22 (25)	人 3 (3)	人 42 (40)	人 7 (5)	人 92.5 (95.5)	人 10 (8)	人 1 (1)	人 36 (34)	人 - (-)	人 57.0 (51.0)	人 8 (6)	人 1 (1)	人 8.5 (6.5)
繊維工業	人 2.5 (10.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 1 (5)	人 - (-)	人 1.0 (5.0)	人 - (2)	人 1 (-)	人 - (-)	人 1 (-)	人 1.5 (4.0)	人 - (1)	人 - (-)	人 0.0 (1.0)
木材・家具	人 6.0 (6.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 3 (4)	人 - (-)	人 3.0 (4.0)	人 - (-)	人 1 (-)	人 2 (2)	人 - (-)	人 3.0 (2.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	人 5.0 (4.0)	人 2 (2)	人 - (-)	人 1 (-)	人 - (-)	人 5.0 (4.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 - (-)	人 - (-)	人 0.0 (0.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 0.0 (0.0)
化学工業	人 65.5 (60.0)	人 10 (9)	人 - (1)	人 30 (28)	人 2 (2)	人 51.0 (48.0)	人 1 (1)	人 - (-)	人 8 (8)	人 1 (-)	人 10.5 (10.0)	人 4 (2)	人 - (-)	人 4.0 (2.0)
窯業・土石	人 33.5 (34.0)	人 9 (9)	人 - (-)	人 10 (11)	人 2 (1)	人 29.0 (29.5)	人 - (-)	人 - (-)	人 3 (2)	人 1 (-)	人 3.5 (2.0)	人 1 (2)	人 - (1)	人 1.0 (2.5)
鉄鋼	人 5.0 (5.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 1 (1)	人 - (-)	人 1.0 (1.0)	人 1 (1)	人 - (-)	人 2 (2)	人 - (-)	人 4.0 (4.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 0.0 (0.0)
非鉄金属	人 2.5 (3.5)	人 1 (1)	人 - (-)	人 - (1)	人 1 (1)	人 2.5 (3.5)	人 - (-)	人 - (-)	人 - (-)	人 - (-)	人 0.0 (0.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 0.0 (0.0)
金属製品	人 55.5 (56.0)	人 13 (14)	人 1 (2)	人 14 (14)	人 1 (-)	人 41.5 (44.0)	人 2 (2)	人 - (-)	人 10 (8)	人 - (-)	人 14.0 (12.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 0.0 (0.0)
電気機械	人 319.5 (310.0)	人 91 (86)	人 5 (5)	人 86 (90)	人 5 (3)	人 275.5 (268.5)	人 - (-)	人 - (-)	人 28 (27)	人 11 (6)	人 33.5 (30.0)	人 10 (11)	人 1 (1)	人 10.5 (11.5)
その他機械	人 191.5 (189.5)	人 37 (38)	人 4 (3)	人 74 (73)	人 9 (2)	人 156.5 (153.0)	人 3 (5)	人 1 (1)	人 22 (20)	人 - (-)	人 29.0 (31.0)	人 5 (5)	人 2 (1)	人 6.0 (5.5)
その他	人 69.0 (73.0)	人 8 (15)	人 - (-)	人 27 (23)	人 2 (2)	人 44.0 (54.0)	人 5 (3)	人 - (-)	人 15 (13)	人 - (-)	人 25.0 (19.0)	人 - (-)	人 - (-)	人 0.0 (0.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	437 (100.0%)	298 (68.2%)	86 (19.7%)	30 (6.9%)	16 (3.7%)	6 (1.4%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	259 (59.3%)
56-100人未満	190 (100.0%)	190 (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	181 (95.3%)
100-300人未満	178 (100.0%)	90 (50.6%)	71 (39.9%)	15 (8.4%)	2 (1.1%)	— (0.0%)	— —	— —	— —	77 (43.3%)
300-500人未満	44 (100.0%)	9 (20.5%)	11 (25.0%)	10 (22.7%)	10 (22.7%)	4 (9.1%)	— —	— —	— —	1 (2.3%)
500-1000人未満	18 (100.0%)	8 (44.4%)	2 (11.1%)	3 (16.7%)	3 (16.7%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)	— —	— —	0 (0.0%)
1,000人以上	7 (100.0%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	— (0.0%)	— (0.0%)	— (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.69	0.04	46.8	1.5	35,694	76,308
北海道	1.78	0.05	50.1	1.4	1,388	2,772
青森	1.70	0.03	47.5	0.7	347	731
岩手	1.79	0.02	52.2	0.6	404	774
宮城	1.63	0.03	46.4	0.4	540	1,164
秋田	1.56	0.03	51.3	0.5	298	581
山形	1.64	0.09	52.4	2.3	398	759
福島	1.64	0.05	48.4	1.6	522	1,079
茨城	1.59	0.05	51.4	3.8	617	1,200
栃木	1.59	0.00	49.5	△0.2	462	933
群馬	1.59	0.04	47.8	1.4	537	1,123
埼玉	1.62	0.11	43.9	4.9	1,022	2,330
千葉	1.63	0.06	48.9	2.8	870	1,779
東京	1.66	0.05	33.7	1.5	5,416	16,062
神奈川	1.63	0.07	45.1	2.7	1,657	3,673
新潟	1.59	0.05	47.6	1.5	690	1,451
富山	1.71	0.06	57.3	2.6	488	851
石川	1.57	0.01	52.6	0.2	427	812
福井	2.27	0.08	55.6	0.5	311	559
山梨	1.69	0.00	52.7	4.0	238	452
長野	1.83	0.01	60.9	3.9	787	1,293
岐阜	1.70	0.05	52.9	0.7	628	1,187
静岡	1.65	0.04	48.9	2.9	1,122	2,294
愛知	1.61	0.02	43.8	1.0	2,132	4,872
三重	1.57	0.06	50.2	0.8	440	877
滋賀	1.78	0.18	54.7	4.3	345	631
京都	1.80	0.02	49.7	1.6	714	1,438
大阪	1.69	0.06	44.9	1.1	2,817	6,273
兵庫	1.79	0.07	54.0	1.7	1,456	2,698
奈良	2.15	0.07	59.3	4.2	270	455
和歌山	1.89	0.07	60.6	1.7	286	472
鳥取	1.80	0.02	56.6	0.2	205	362
島根	1.88	0.04	62.3	△0.3	282	453
岡山	1.82	0.08	49.8	△0.3	583	1,171
広島	1.78	0.01	48.5	△0.6	882	1,820
山口	2.28	0.04	56.4	3.6	421	746
徳島	1.68	0.01	57.8	2.0	201	348
香川	1.75	0.04	60.0	△0.1	397	662
愛媛	1.71	0.07	50.8	2.6	401	789
高知	1.98	0.10	56.4	0.9	241	427
福岡	1.69	0.06	49.9	0.8	1,435	2,877
佐賀	2.13	△0.03	69.4	1.3	318	458
長崎	2.08	0.04	57.0	△1.1	437	766
熊本	1.97	△0.03	54.4	△2.1	535	983
大分	2.10	0.10	58.7	△0.4	385	656
宮崎	1.96	0.02	65.2	4.1	399	612
鹿児島	1.92	△0.01	59.7	△1.6	540	905
沖縄	1.95	0.15	57.7	1.9	403	698

2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
県の機関	機関 3 (3)	人 5,565.5 (6,063.0)	人 40 (43)	人 0 (1)	人 48 (51)	人 0 (1)	人 128.0 (138.5)	人 5.0 (4.5)	% 2.30 (2.28)	機関 3 (2)	% 100.0 (66.7)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
県の機関	人 128.0 (138.5)	人 40 (43)	人 0 (1)	人 44 (47)	人 0 (0)	人 124.0 (134.0)	人 4.0 (4.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 0 (1)	人 2.0 (2.5)	人 1.0 (0.5)	人 2 (2)	人 0.0 (0.0)	人 2.0 (2.0)	人 0.0 (0.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成23年6月1日現在の数値である(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成23年6月2日から平成24年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(3) 市町の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	43 (45)	16,317.5 (16,522.0)	88 (77)	1 (1)	157 (167)	3 (3)	335.5 (323.5)	22.0 (20.0)	2.06 (1.96)	32 (28)	74.4 (62.2)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	335.5 (323.5)	87 (76)	1 (1)	140 (149)	3 (3)	316.5 (303.5)	21.0 (19.0)	1 (1)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	13.0 (14.0)	0.0 (0.0)	6 (6)	0 (0)	6.0 (6.0)	1.0 (1.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数						③ 実雇用率 $E \div ② \times 100$
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5$	F. うち新規雇 用分	
県教育委員会	人 11,012.5	人 62	人 2	人 85	人 5	人 213.5	人 15.0	% 1.94
	(11,068.0)	(56)	(2)	(78)	(2)	(193.0)	(7.0)	(1.74)

注 2(1)①の表と同じ